

Environmental Management System

令和5年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(令和4年4月～令和5年3月)

環境政策課

2023.9

環 境 方 針

(基本方針)

1. 地球温暖化を防止するまち さが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、省エネルギー行動の実践、再生可能エネルギーや新たな資源の活用など、環境負荷を減らすことができる取り組みの普及を積極的に推進することで、地球温暖化防止への貢献を目指します。

2. 資源を活かす循環のまち さが

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進など、佐賀市全体でごみ問題の解決を図り、循環型社会の構築を目指します。

3. 水とみどりがあふれるまち さが

地域の自然・生物多様性を保全し、快適な親水空間・みどり空間の創出等を推進することにより、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりを目指します。

4. 安全で快適な生活環境のまち さが

市民、事業者等に対する生活環境への配慮意識の啓発、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

(佐賀市の望ましい環境像)

『守り、育み、未来をつくるトンボ飛び交うまち さが』

平成27年12月10日

佐賀市長

秀島敏行

1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成14年3月1日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格であるISO14001を認証取得し取り組みを進めてきました。平成22年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、令和4年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様に報告するものです。

■これまでの経緯

平成13年4月	市長によるキックオフ宣言
平成13年10月	システムの運用開始
平成14年3月	佐賀市（旧佐賀市）がISO14001の認証を取得
平成15年3月	水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大
平成17年10月	市町村合併 新市の環境方針を策定
平成18年10月	諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始
平成20年10月	川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始
平成21年4月	衛生センターがシステムを運用開始
平成22年2月	佐賀市が環境都市を宣言
平成22年4月	佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始
平成27年12月	第2次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し
平成28年7月	第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定

■システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

令和4年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲は以下のとおりです。

部門	エネルギー管理施設等（主なもの）
総務部	本庁舎 大財別館 アイスクエアビル 消防格納庫
企画調整部	さが藻類産業研究開発センター
経済部	エスプラッツ白山 歴史民俗館 佐賀バルーンミュージアム やまびこの湯
農林水産部	四季のめぐみ館 排水機場
建設部	公園・遊園 施設管理センター 佐賀駅前広場 放置自転車等保管所
環境部	佐賀市清掃工場 最終処分場 清掃工場南部中継所 衛生センター
市民生活部	斎場 交通公園 隣保館 同和教育集会所 田代ふれあいセンター
保健福祉部	ほほえみ館 保健センター 老人福祉センター 三瀬診療所
子育て支援部	児童クラブ 児童センター 幼稚園・保育所
地域振興部	公民館 コミュニティセンター 健康運動センター スポーツ施設
国スポ・全障スポ推進部	まるなかビル
教育部	小中学校 給食センター 文化財資料館 青少年センター 図書館
各種委員会	（管理施設なし）
諸富支所	諸富支所庁舎 産業振興会館
大和支所	大和支所庁舎 そよかぜ館 川上排水機場
富士支所	富士支所庁舎 泉源
三瀬支所	三瀬支所庁舎 体験農園施設
川副支所	川副支所庁舎 排水機場
東与賀支所	東与賀支所庁舎 シチメンソウの里休憩所 排水機場
久保田支所	久保田支所庁舎 排水機場 久保田駅トイレ
交通局	交通局庁舎 整備工場
上下水道局	上下水道局庁舎 浄水場 下水浄化センター 農業集落排水処理施設ポンプ場
富士大和温泉病院	富士大和温泉病院

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

2. 取り組み結果

(1) 第2次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成27年10月に策定した第2次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

令和4年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(10 ページ以降に掲載)

(2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」に全庁で取り組んでいます。

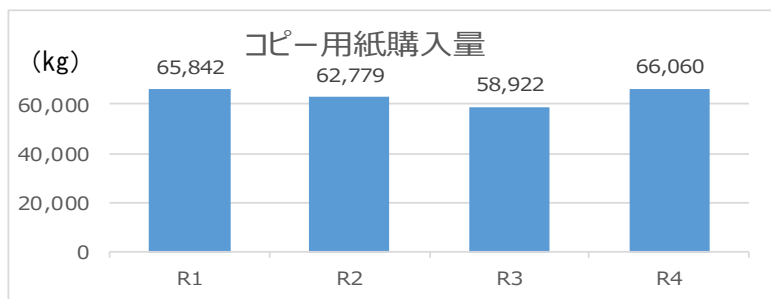
① コピー用紙の購入量削減

両面印刷や裏紙使用、ペーパーレスの推進に取り組みつつも、マイナンバーカード交付事務や新型コロナウイルス関係業務で購入量が増えた部門もありました。

▽ (表1) コピー用紙の購入量

年度	A3	A4	B4	B5	合計(kg)
R4	4,767	60,265	902	126	66,060
R3	6,281	51,516	1,030	95	58,922
R2	4,814	56,718	1,145	101	62,779
R1	5,533	59,546	696	67	65,842

▽ (図1) コピー用紙の購入量



② 職場排出物の抑制

新型コロナウイルス対策業務や支所移転および選挙事務などにより職場排出物が前年度より増加しました。

▽（表 2）廃棄物

年度	一般廃棄物			産業廃棄物		合計(kg)
	燃えるごみ	シュレッダー古紙	燃えないごみ	有害ごみ	プラスチック系ごみ	
R4	41,181	8,244	4,137	54,850	5,243	113,655
R3	44,933	7,271	1,627	43,899	4,383	102,113
R2	39,345	8,356	1,276	33,794	3,248	86,019
R1	32,662	8,251	956	21,867	3,324	67,060

▽（表 3）資源物

年度	ビン・缶	布類	新聞・チラシ	ダンボール	コピー用紙	雑誌・色紙	機密文書	合計(kg)
R4	620	49	7,984	7,504	12,445	30,505	35,589	94,695
R3	746	62	7,959	6,998	12,864	25,986	32,747	87,362
R2	620	107	8,642	7,449	11,087	26,276	32,149	86,330
R1	626	45	9,503	6,992	13,019	25,048	27,922	83,155

③ 施設エネルギー使用量の削減

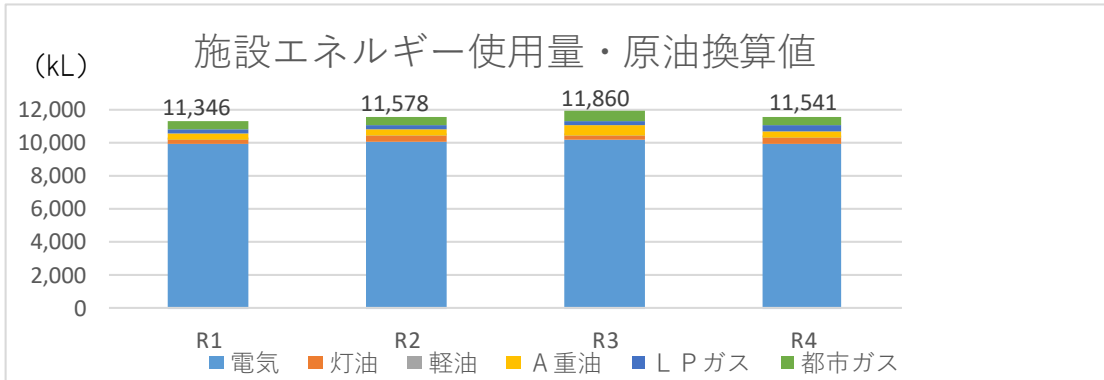
電気使用量及び重油使用量は前年度から減少しましたが、軽油・灯油は施設利用者増加等の影響で使用量増加となりました。

▽（表 4）施設エネルギー使用量

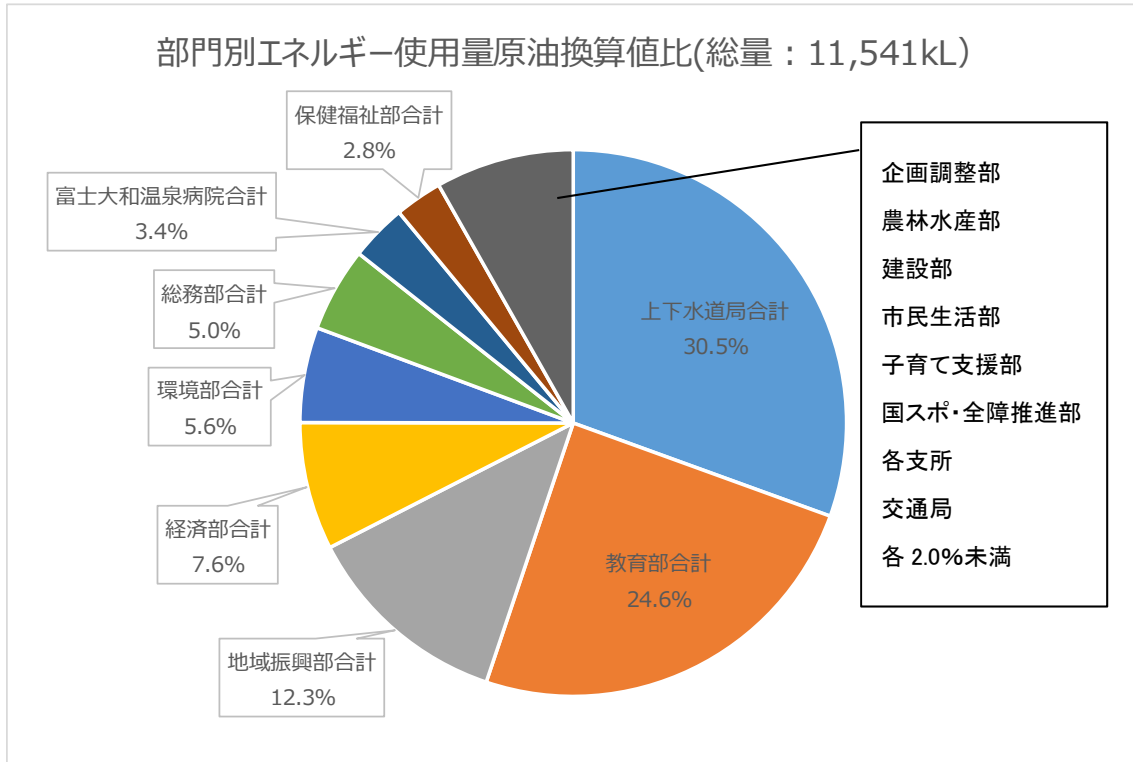
	電気(kWh)		A重油(L)	灯油(L)	軽油(L)	LPG(t)	都市ガス(m ³)
	使用電力量	うち自家発電量					
R4	54,247,149	15,434,633	400,964	330,245	3,887	213.7	479,174
R3	55,055,365	15,458,005	520,199	304,812	2,773	220.2	491,122
R2	57,500,356	18,277,115	440,971	294,226	3,708	204.9	424,959
R1	57,444,090	18,887,140	421,892	230,595	3,596	204.9	441,266

それぞれのエネルギーの使用量を原油に換算にすると令和4年度は全体で前年度比2.7%減となりました。

▽ (図2) 施設エネルギー使用量原油換算値



▽ (図3) 部門別施設エネルギー使用量原油換算値の割合



④ 自動車燃料使用量の削減

ガソリン、軽油の使用量は、工事現場の増加等に伴い、前年度比2.7%増となりました。

また、使用済みの天ぷら油から精製する高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）については、軽油と同等質の燃料であり、軽油に混合したものを市営バスやごみ収集車の燃料として使用しています。

▽（表5）燃料別使用量・走行距離・燃費

		R1	R2	R3	R4
ガソリン	使用量 (ℓ)	171,260	160,619	151,901	154,399
	走行距離 (km)	2,108,886	1,981,477	1,914,403	1,919,937
	燃費 (km/ℓ)	12.3	12.3	12.6	12.4
軽油	使用量 (ℓ)	899,896	818,919	874,526	898,207
	走行距離 (km)	3,266,958	3,077,614	3,250,860	3,231,528
	燃費 (km/ℓ)	3.6	3.8	3.7	3.6
HiBD(R2～) BDF(～R1)	使用量 (ℓ)	14,785	3,275	6,797	24,676
	走行距離 (km)	63,013	21,328	—	—
	燃費 (km/ℓ)	4.3	6.5	—	—

⑤ グリーン購入の推進

一部調達において、機能性・安全性等の観点から選択できないケースや価格が著しく高価であるなどの理由でグリーン購入を達成することができませんでしたが、引き続き目標達成率100%に向けて周知を徹底していきます。

▽（表6）区分別グリーン購入達成率

区分		R1	R2	R3	R4
紙類、 事務用品類	グリーン購入 達成率 (%)	-	-	-	99.5%
	年間調達総量	-	-	-	16,443,784
	内グリーン購入 適合品目調達数	-	-	-	16,366,210
その他の区分 (事務機器等、オフィス 家具等、被服等、その他 繊維製品、自動車、設 備、消火器、災害・備蓄 用品)	グリーン購入 達成率 (%)	-	-	-	89.5%
	年間調達総量	-	-	-	54,954
	内グリーン購入 適合品目調達数	-	-	-	49,173
計	グリーン購入 達成率 (%)	99.5%	98.9%	99.5%	99.5%
	年間調達総量	19,530,878	18,477,825	16,995,012	16,498,738
	内グリーン購入 適合品目調達数	19,430,433	18,272,388	16,906,221	16,415,383

※R4年度から区分が一部変更になったため、R1～R3年度分は総計のみ表示

(3) その他の取り組みについて

○エコアクションデーの実施

佐賀市では、毎月第 2、4 水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛するエコ通勤を推進しており、当日の通勤にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。

○PLANET ACTION！（プラネットアクション）

世界的に大きな問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染について、佐賀市では、市役所から始める海洋プラスチックごみ対策として「PLANET ACTION！」に取り組んでいます。

<取り組み内容>

- ・使い捨てプラスチック（ストロー、コップ、レジ袋）を使用しない。
- ・会議やイベントでペットボトルを使用しない。
- ・海岸・河川清掃等へ積極的に参加する。

○クールビズ（5月1日～10月31日）、ウォームビズ（12月1日～3月31日）

○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員の環境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第 2 次佐賀市環境基本計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

地球温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷を低減し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する自己評価 (A～D) <small>(評価の又は の項目は 自由記入)</small>	令和5年度予定							
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)			取り組み計画 (Plan)						
1 地球温暖化を防止するまち	市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	1-1 地球温暖化防止対策の推進	(1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	市民や事業者の方が取り組むことができる「環境にやさしい行動」をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化防止に向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。また、市民・事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行う。	環境部	環境政策課	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。また、市民・事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行う。	・出前講座を3回実施し、市民(計35名)に身近にできる環境配慮行動について説明を実施した。 ・ゼロカーボン推進パートナーのメニューリストを活用し、会員向けに温暖化対策や環境意識の啓発に繋がる情報提供を行った(11回)。	市民からの要請に応じて出前講座を開講する。	B	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。また、市民・事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行う。							
								・市内事業者の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	・補助金交付件数0件 ・佐賀県主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。	エコアクション21だけでなく、他の環境マネジメントシステムも対象とし、市内事業者から認証取得に関する相談があれば対応していく。	B	・市内事業者の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。							
								②環境マネジメントシステム等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。	環境部	環境政策課	・市内事業者の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	・補助金交付件数0件 ・佐賀県主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。	エコアクション21だけでなく、他の環境マネジメントシステムも対象とし、市内事業者から認証取得に関する相談があれば対応していく。	B	・市内事業者の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。			
								③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「フーズ・イレブ」運動)、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産品の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。	農林水産部	農業振興課	市産農産物の流通数(うまさマーク発行枚数)を年間200万枚に増やす。	令和4年度うまさマーク発行枚数は138.4万枚だった。	発行枚数については年度によりばらつきがあることに加え、引き続き、ファーム・マイルージュ運動協力店でのPRイベントや地産地消フェアの開催、SNS等を活用した情報発信などに取り組み、地産地消の推進を図りながら目標達成に努める。	市報が一時的にも青果物の流通量が減少した。 R3:119,276 R4:138万	C	市産農産物の流通数(うまさマーク発行枚数)年間200万枚を目指す。		
								④市民(職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進)	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。	環境部	環境政策課	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減に努める。	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減に努める。	引き続き温室効果ガス排出削減への取り組みを検討する。	B	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減を維持するよう努める。			
												市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルコグراف等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	交通局	交通局	アイドリングストップバスを3台導入する。	アイドリングストップバスを3台導入する。	引き続き、デジタルコグراف等を利用したエコドライブを推進する。	A	アイドリングストップバスを3台導入する。
								⑤市役所先行グリーン購入の推進	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を購入し、優先的に採用します。	総務部	契約監理課	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品が94%以上とす。	単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在約95%となっている。	今後もグリーン購入を推進し、基準を満たす商品を優先的に採用する。	A	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品が94%以上とす。			
												市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマーカーデー割引の実施、乗客力の大きい施設の新設・移転等に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコインシルバーパス等により利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。	都市戦略部	交通政策課	自家車利用から公共交通機関利用への転換を推進するため、関係者で組織する佐賀市地域公共交通協議会において、佐賀市地域公共交通計画を策定予定。	自家車利用から公共交通機関利用への転換を推進するため、関係者で組織する佐賀市地域公共交通協議会において、佐賀市地域公共交通計画を策定した。	引き続き、バス利用しやすい環境づくりに努める。	A	佐賀市地域公共交通計画の計画期間中(R5年度～R9年度)に、公共交通でのスムーズな移動ができるよう利便性を向上させ、交通サービスの充実を図っていく。
								②自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平たんてどまわりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備計画の見直しを行い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪施設の整備や自転車利用空間の整備など、より快適で安全に通行できるような環境整備を行います。	建設部	道路整備課	佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。	佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行った。(大府町北島線 80m)	佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。	B	佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。			
												走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進します。	環境部	環境政策課	出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。	引き続き、エコドライブの推奨・啓発を行う。	出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。	B	出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。
								③低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	政策推進部	バイオマス産業推進課	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明、利活用を推進する。	令和4年度の視察等の対応件数は、オンライン対応が107件、対面での視察・講演が14件であった。脱炭素社会推進の本格化に伴い増えている問い合わせに対し、適宜対応していく。併せて市立公民館での講座等を活用し、市民に身近な利活用の推進を図っていく。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明、利活用を推進する。	A	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明、利活用を推進する。			
												生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要幹線道路の解を固めるため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	建設部	道路整備課	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	B	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。
								1-2 再生可能エネルギーの普及促進	(1)地域への再生可能エネルギーの普及促進	環境部	環境政策課	三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。	・2/20に水力発電のしくみと再生可能エネルギーに関する説明を行い、啓発を行った。(計5名)	施設の説明等依頼があった際は、状況に応じて当時の利活用の推進と同時に、小水力発電をした再生可能エネルギーの普及啓発を実施する。	B	三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識等を向上する。			
												自然エネルギーやバイオマスなど、地域に根をたたく再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	環境部	施設課兼向上推進課	環境省の委託事業である、脱炭素・先導的廃棄物処理システム実証事業(地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用の実証)を受託し、地域の未利用バイオマスの活用や、清掃工場の熱エネルギーの有効利用を検討する。	もみ殻、竹チップ、バーク等の未利用バイオマスを活用する実証実験を行い、報告書を作成した。事業は本年度も継続して行う予定である。	環境省の委託事業である、脱炭素・先導的廃棄物処理システム実証事業(地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用の実証)を受託し、地域の未利用バイオマスの活用や、清掃工場の熱エネルギーの有効利用を検討する。	B	環境省の委託事業である、脱炭素・先導的廃棄物処理システム実証事業(地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用の実証)を受託し、地域の未利用バイオマスの活用や、清掃工場の熱エネルギーの有効利用を検討する。
												ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	環境部	環境政策課	令和4年度の電力供給施設は小中学校50校、公民館等電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	令和4年度の電力供給施設は小中学校50校、公民館等電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校へ出前授業・思考小学校の4年生を対象に実施し、環境教育の推進を図った。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校へ出前授業・思考小学校の4年生を対象に実施し、環境教育の推進を図った。	B

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (つの注)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する 自己評価 (評価の又は 理由を記入)	令和5年度予定	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)		A→D	取り組み計画 (Plan)
				②市役所自身の再生可能エネルギーの活用	回収した廃食用油から精製したバイオディーゼルの活用等を含め積極的に実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。 また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。	農林水産部	森林整備課	木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。	C・D材及び未利用材のチップ化及びペレット化による利用について検討を始めた。	今後も継続する。	B	木質バイオマスを活用したエネルギーの地域内循環システム構築に向けて、関係機関との協議を進める。	
				③廃食用油の新たな利用方法等の検討	回収した廃食用油の新たな利用方法として、新車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高級質化や、発電機など車両以外への使用について調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	・高品質バイオディーゼルの精製技術を用いて、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	・高品質バイオディーゼルの精製技術を用いて、公費企業との共同研究を進め、建設機械等での実証実験を行い、軽油と同等性能であることを確認した。 ・高品質バイオディーゼルの精製技術を用いて、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	・高品質バイオディーゼルの精製技術を用いて、建設機械等への利用など、付加価値創出に向けた共同研究を進める。 ・高品質バイオディーゼルの精製技術を用いて、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	B	次世代型バイオディーゼルの精製装置により精製した燃料を市営バスやごみ収集車等の燃料として使用することで、再生可能エネルギーの活用促進を図る。	
				④計画書制度の検討	基準量を超えるエネルギーを使用する事業所に対して、温室効果ガス排出量の削減に努めるため、その計画書及び報告書を行政に提出する制度の導入を検討します。	環境部	環境政策課	計画書制度を含め、温室効果ガス排出量削減に寄与する制について、国の動向や他自治体の取組状況等の情報収集を行い、メリットデメリット等を踏まえて導入について検討する。	・温室効果ガス排出量削減に寄与する「カーボンフライング」に関する国の検討が進められていることから、国の動向を把握するなど情報収集を行った。	引き続き、国や他の方向性、他自治体の取組状況に関する情報収集を行う。	B	計画書制度を含め、温室効果ガス排出量削減に寄与する制度について、国や他の方向性、他自治体の取組状況等の情報収集を行い、メリットデメリット等を踏まえて導入について検討する。	
				①家庭系ごみのリデュース・リユース・リサイクル	市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバック)持参運動やごみを出さず済む指定袋の有料化、エコ料理の普及啓発等により、ごみを出さない生活を支援する市民意識の醸成に努めます。 また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器の普及啓発を行います。	環境部	循環型社会推進課	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。	・「家庭版3010運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者等に啓発を行った。	・食品ロス削減月間(10月)や出前講座等で3010運動の周知広報を行う。	B	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。	
2 資源を 活かす 循環の まぢ		2-1 3Rの推進 啓発	(1)家庭系ごみのリデュース・リユース・リサイクル	②家庭系ごみのリユースの推進	ごみとして出された家具等のうちまだ使えるものを無償で市民に提供するリユース品無償譲渡会の開催や、家庭に眠る不用品を持ち寄って販売するエコマークットの開催を通して、ごみとして処分される物の減量を図ります。また、リユースの優等生であるリターナブルペン(繰り返し使えるペン)の循環システムについても研究・検討を行います。	環境部	循環型社会推進課	エコマークットの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマークット等)を開催する。	エコマークットの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマークット等)を開催する。	今後も、エコマークットの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマークット等)を開催し、参加者の意識高揚を図る。	B	エコマークットの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等を実施する。	
				③家庭系ごみのリサイクルの推進	地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用したの分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。	環境部	循環型社会推進課	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談サービスを実施した。 ・講座開催回数:56回 ・サポート実施件数:253件 ・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行った。 補助件数:113件	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談サービスを実施した。 ・講座開催回数:56回 ・サポート実施件数:253件 ・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行った。 補助件数:113件	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行う。	B	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行う。	
				①事業系ごみのリデュース・リユース・リサイクル	飲食店での食の残りを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終わりの10分は席で食事をするよと呼びかけ)などを推進します。 また、事業系一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量を図る計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量・リサイクルを計画的に進めるとを求めていきます。	環境部	循環型社会推進課	・食品ロス削減や3Rの推進などゼロカーボンに資する取り組みを実施する事業者を登録し、広報支援をする中で市内事業者の更なるごみ減量意識を高める。 ・食品ロス削減月間(10月)や宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。 ・食品ロス削減マッチングアプリを導入し、事業者、市民、行政の3者で連携しながらごみ減量を目標とする。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行う。	・ゼロカーボンシティさがし推進パートナーについて、登録事業者の呼びかけを行った。 ・食品ロス削減マッチングサービス(SAGAタベスケ)を導入した。登録店舗数:10店舗、ユーザー数:991人 ・エコマークットの会議室利用者に、3010運動や食品ロスゼロ推進店について周知した。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行った。	・食品ロス削減や3Rの推進などゼロカーボンに資する取り組みを実施する事業者を登録し、広報支援をする中で市内事業者の更なるごみ減量意識を高める。 ・食品ロス削減月間(10月)や宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。 ・食品ロス削減マッチングサービス(SAGAタベスケ)の登録者、登録店舗数増加に向けた周知広報を行う。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行う。	B	・食品ロス削減や3Rの推進などゼロカーボンに資する取り組みを実施する事業者を登録し、広報支援をする中で市内事業者の更なるごみ減量意識を高める。 ・食品ロス削減月間(10月)や宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。 ・食品ロス削減マッチングサービス(SAGAタベスケ)の利用促進を図る、事業所、市民、行政の3者で連携しながらごみ減量を目標とする。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行う。	
				②事業系ごみのリサイクルの推進	資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみの分別を徹底していくほか、市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供等の実施を検討します。	環境部	循環型社会推進課	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めるとともに、今後の支援策について検討していく。	・事業系紙ごみの直接搬入者に対し、古紙分別を徹底することで民間の古紙業者が買い取ってくれることを紹介し、古紙リサイクルの周知広報に努める。 ・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めるとともに、今後の支援策について検討していく。	・事業系紙ごみの直接搬入者に対し、古紙分別を徹底することで民間の古紙業者が買い取ってくれることを紹介し、古紙リサイクルの周知広報に努める。 ・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めるとともに、今後の支援策について検討していく。	C	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めるとともに、今後の支援策について検討していく。	
			(3)ごみの減量の啓発推進	①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、『ごみカレンダー・分別表』等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法等を分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。	環境部	循環型社会推進課	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布した。 ・「AIチャットボット」による「ごみの分別」に関する自動応答を実施した。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信した。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目標に、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布した。 ・「AIチャットボット」による「ごみの分別」に関する自動応答を実施した。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信した。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目標に、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」の配信とともに、佐賀市スーパーアプリにおける「ごみカレンダーアプリ」の配信を行う。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目標に、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。	B	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」の配信を行う。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目標に、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。	
				②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業系ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量方法や適正な分別等の啓発を行います。 また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなど広報します。	環境部	循環型社会推進課	・生ごみを多量に排出する事業者に対し、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供(導入費の補助制度等)を行った。 ・プラントホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し、分別指導を行う。	・生ごみを多量に排出する事業者に対し、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供(導入費の補助制度等)を行った。 ・プラントホームでの搬入検査を随時行い、違反等があれば、違反ごみの搬入事業者を訪問し、分別指導を行った。	・生ごみを多量に排出する事業者に対し、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供(導入費の補助制度等)を行った。 ・プラントホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し、分別指導を行う。 ・今後も違反ごみ持込防止を図っていく。	B	・生ごみを多量に排出する事業者に対し、生ごみ処理機の導入費補助制度等について情報提供を行い、食品リサイクルの推進に努める。 ・プラントホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し分別指導を行う。	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する自己評価 (A~D) <small>(評価の又はの自治体職員を記入)</small>	令和5年度予定
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)		
				③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内でのごみ処理の様子を見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関する講座やイベントを開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。 ・YouTubeチャンネルとInstagram、ラインを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行う。	・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 ・見学者数7,551名 ・環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、3Rの推進を始める食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関するイベントや講座等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。 ・YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行った。 ・YouTubeチャンネル 6回投稿/99,165ビュー Instagram 17回投稿/1,136フォロワー Instagram 14回投稿/150名	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。 ・YouTubeチャンネルとInstagram、ラインを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行う。	B	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。 ・YouTubeチャンネルとInstagram、ラインを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行う。
				④(イ)公共工事の省資源化 (ロ)雨水利用 (ニ)浄水処理・下水処理の汚泥の有効活用 (ハ)ペーパーレス化の推進 (ニ)バーレス化の推進	「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。 浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。 文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのPDF活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。	都市戦略部	建築指導課	公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のアーク提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。	全庁文書資料室にて周知を行った。	今後も全庁文書資料室にて周知を行う。	B	公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のアーク提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。
				④(イ)公共工事の省資源化 (ロ)雨水利用 (ニ)浄水処理・下水処理の汚泥の有効活用 (ハ)ペーパーレス化の推進 (ニ)バーレス化の推進	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標準年度とし、再利用および肥料化77.9%を目指す。 下水道施設 下水道施設 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	上下水道局	浄水課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標準年度とし、再利用および肥料化77.9%を目指す。	令和4年度下水汚泥の再利用率 81.6%	今後も汚泥の再利用率の向上に努める。	A	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標準年度とし、再利用および肥料化77.9%を目指す。
				④(イ)公共工事の省資源化 (ロ)雨水利用 (ニ)浄水処理・下水処理の汚泥の有効活用 (ハ)ペーパーレス化の推進 (ニ)バーレス化の推進	下水道施設 下水道施設 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	上下水道局	下水道施設課	R4年度下水汚泥の再利用率 91.48%	R4年度下水汚泥の再利用率 91.48%	下水汚泥の再利用率は衛生センターでの処理が終了したため100%になる。(R5以降)	B	下水汚泥の再利用率は衛生センターでの処理が終了したため100%になる。(R5以降)
				④(イ)公共工事の省資源化 (ロ)雨水利用 (ニ)浄水処理・下水処理の汚泥の有効活用 (ハ)ペーパーレス化の推進 (ニ)バーレス化の推進	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	総務部	総務課 財務課 契約管理課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムを継続して活用している。 財務会計システムを継続して活用している。 電子入札システムを継続して活用している。	文書管理システムを継続して活用している。 財務会計システムを継続して活用している。 電子入札システムを継続して活用している。	B	文書管理システムを継続して活用している。 財務会計システムを継続して活用している。 電子入札システムを継続して活用している。
				④(イ)公共工事の省資源化 (ロ)雨水利用 (ニ)浄水処理・下水処理の汚泥の有効活用 (ハ)ペーパーレス化の推進 (ニ)バーレス化の推進	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	政策推進部	デジタル推進課	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	A	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。
		2-2	①効率的な処理施設の運用	①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場プラットフォームにおいて、収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみに違反物(産廃、処理困難物、資源物)、街中で発生した廃棄物の搬入の有無等を調べる。違反の程度等に応じて口頭による注意や警告書(注意書、適正化指導書)を発行する。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物を抜き打ちで検査する。清掃工場プラットフォームにおいて、収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみに違反物(産廃、処理困難物、資源物)、街中で発生した廃棄物の搬入の有無等を調べる。違反の程度等に応じて口頭による注意や警告書(注意書、適正化指導書)を発行する。	搬入される事業系ごみについて清掃工場内のプラットフォームにて抜き打ちの検査を実施し、違反した際には、直ちに搬入による注意や注意書を発行する。それでも改善がない場合は、適正化指導書を発行するなど、適正な搬入になるよう努めた。(検査:3,338件、口頭注意:178件、注意書34件、適正化指導書:0件)	新型コロナウイルス感染症対策として、WEB上での会議が増え、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されている。	B	新型コロナウイルス感染症の関係もあり、陽性反応が出た事業者等から排出された袋は封鎖して検査ができなかったことあったが、ほぼ計画どおりに実施した。今後も同様に努めていく。
				②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	定期的な点検を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	定期的な点検を行い、漏洩防止措置を講じた。	引き続き定期的な点検を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	B	定期的な点検を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。
				③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理に努めた。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	B	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。
				③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	施設整備向上課	国の交付金を活用した施設整備を行う。 第二工区の埋立て物の掘り起こしによる再生(残余量の確保)と水処理施設の処理能力検討・整備、集水管・ポンプ設備の整備(適正な排水処理)について基本計画・設計を進める。	基本計画を作成したため、目標を達成した。	国の交付金を活用した施設整備を行う。 第二工区の埋立て物の掘り起こしによる再生(残余量の確保)と水処理施設の処理能力検討・整備、集水管・ポンプ設備の整備(適正な排水処理)について、事業者選定の方法を決定し、事業の仕組書を作成する。	B	国の交付金を活用した施設整備を行う。 第二工区の埋立て物の掘り起こしによる再生(残余量の確保)と水処理施設の処理能力検討・整備、集水管・ポンプ設備の整備(適正な排水処理)について、事業者選定の方法を決定し、事業の仕組書を作成する。
			②収集体制の適正化	①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット及びボックス型、ネットボックス型等の購入補助を行う。	巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。	巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助について、自治会に紹介し拡充を図る。	A	巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット及びボックス型、ネットボックス型等の購入補助を行う。
				②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。	環境部	循環型社会推進課	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・その他の地区は民間業者に委託しているが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう研修や確認・指導を行う。	コロナの影響により研修ができなかったが、収集運搬委託業者が適正にかつ安全に収集運搬できるよう、適時確認や指導を行った。	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・その他の地区は民間業者に委託しているが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう研修や確認・指導を行う。	B	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・その他の地区は民間業者に委託しているが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう研修や確認・指導を行う。
				②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。	環境部	環境保全課	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・その他の地区は民間業者に委託しているが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう研修や確認・指導を行う。	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行った。	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	A	直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・その他の地区は民間業者に委託しているが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう研修や確認・指導を行う。
				③資源物持去り対策行為防止対策	ごみ集積所に出土した再生可能な資源物は市が適切にリサイクルし、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。	環境部	循環型社会推進課	市民等からの通報を基に資源物持去りが行われているステーションを重点的にパトロールを行う。持去り行為を発見すれば警告書を送付し対応を行う。 ・今後も市民からの申し出に応じて市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持去りの抑止及び持去り者の特定を行う。	市民等からの通報を基に資源物持去りが行われているステーションを重点的にパトロールを行ったが、持去り行為は発見できなかった。	市民等からの通報を基に資源物持去りが行われているステーションを重点的にパトロールを行う。持去り行為を発見すれば警告書を送付し対応を行う。 ・市民からの申し出に応じて市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持去り者の抑止及び持去り者の特定を行う。	B	市民等からの通報を基に資源物持去りが行われているステーションを重点的にパトロールを行う。持去り行為を発見すれば警告書を送付し対応を行う。 ・市民からの申し出に応じて市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持去り者の抑止及び持去り者の特定を行う。
				③資源物持去り対策行為防止対策	ごみ集積所に出土した再生可能な資源物は市が適切にリサイクルし、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。	環境部	環境保全課	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行った。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	A	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。
				④ごみ分別方法の統一化等の見直し	一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分や処理方法、処理体制等が異なっており、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。	環境部	循環型社会推進課	諸富町、三瀬地区の分別方法について、菅原共同処理組合との連携(菅原クリーンセンターの時期)を期して、統一する方向で検討を進めながら、プラスチック資源循環促進法に基づいた分別方法についても研究・検討を行う。	・諸富町・三瀬地区の分別方法及び新たなリサイクルの方法等について、プラスチック資源循環促進法による分別・リサイクルを含めて研究・検討を行った。	・菅原広域クリーンセンターの焼却施設が令和5年度で稼働終了となり、令和6年度から市全域のごみを佐賀市清掃工場で処理するよう、ごみの分別方法の統一を図る。 ・プラスチック資源循環促進法の趣旨に沿ったプラスチックの分別・リサイクルについては、引き続き検討を進める。	B	・諸富町・三瀬地区の分別方法及び新たなリサイクルの方法等について、プラスチック資源循環促進法による分別・リサイクルを含めて研究・検討を行った。 ・プラスチック資源循環促進法の趣旨に沿ったプラスチックの分別・リサイクルについては、引き続き検討を進める。
				③民間施設の利用	①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進	環境部	循環型社会推進課	公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行った。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	B	公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する 自己評価	令和5年度予定
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)		
3 水とみどり が あ ら わ る ま ち	地域の自然・生物多様性を保全し、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。	3-1 清らかな水辺の確保	①水辺空間の整備	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部	河川砂防課	既存の水辺空間について植栽管理やガス修繕を行う。	河川公園の除草作業、既存の水辺空間の植栽管理やガス修繕を行った。	今後も取り組み計画どおりに進めていく。	B	既存の水辺空間について植栽管理やガス修繕を行う。
						建設部	北部建設事務所				予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	
				建設部	農林水産部	農村環境課	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、開伐材を活用した捨石構工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	今後も取り組み計画通りに進めていく	B		可能な限り、多自然川づくりに取り組む。
				建設部	河川砂防課	神水川外災害復旧工事の際に、環境配慮型ブロックを使用した。地蔵川において環境配慮型ブロックによる護岸築造を行い、魚巢や植生が形成できるようにした。				今年度も取り組み計画どおりに進めていく。	B	
				建設部	北部建設事務所		可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	今年度も取り組み計画どおりに進めていく。	B			可能な限り、多自然川づくりに取り組む。
				建設部	南部建設事務所	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。				今年度も取り組み計画どおりに進めていく。	B	
				農林水産部	農村環境課		予算の範囲で行う。	今年度、地元が28件の浸透を実施した。	予算の範囲で行う。			B
				建設部	河川砂防課	市民清掃で困難な箇所での浸透、伐採、除草及び護岸の補修を行った。				今後も取り組み通りに進めていく	B	
				建設部	北部建設事務所		浸透や護岸整備を随時行う。	今後も取り組み通りに進めていく	B			浸透や護岸整備を行う。
				建設部	南部建設事務所	浸透や護岸整備を随時行う。				今後も取り組み通りに進めていく	B	
		農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	市内全域で多面的機能支援事業の取り組みが行われた。		地域の保全活動を支援する。	B	地域の保全活動を支援する。			
		建設部	河川砂防課			新瀬地区におけるナガエツノグイウらの早期除去及び水路上部踏底に根付いた水草の根の撤去を行い、繁殖拡大を防ぐ。				嘉瀬・鍋島地区で約2500万円をかけて水草除去を行った。	嘉瀬地区におけるナガエツノグイウらの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B
		建設部	河川砂防課	嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツノグイウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツノグイウ及びブラジルチドメグサの除草を行った。		今後も取り組み計画どおりに進めていく。	B	嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツノグイウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。			
		建設部	南部建設事務所			久保田、川副、諸富、東与賀地区におけるブラジルチドメグサ及びナガエツノグイウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。				久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサ及び東与賀地区におけるナガエツノグイウの除去を行った。	今後も取り組み計画どおりに進めていく。	B
		環境部	環境政策課	特定外来生物(水草)の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等の対策により拡大防止に努める。	施設管理者と定期的な連絡会議を開催し、発生状況や効果的な防除方法について情報を共有した。発生した水路等受益者(市民)に対して、代表者等を訪問するほか、地蔵へのチラシ配布や啓蒙の実施などにより市民への注意喚起や啓蒙を行った。巡回により早期発見早期除去を行った。更新された防除実施計画を元に、市が指導を行いながら市民による防除活動の実施を行った。・嘉瀬地区での除去活動支援:防除面積1818.37㎡		水路等施設管理者による除去や拡大防止に努めているほか、徐々に拡大しており、根絶までに至っていない。引き続き市民を巻き込んだによる防除を進めていくとともに、関係部署と連携して拡大防止に努めると同時に、効果的かつ効果的な防除体系の確立に向けて取り組む。	A	特定外来生物(水草)の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等の対策により拡大防止に努める。			
		建設部	河川砂防課			必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。				必要な用具の貸し出しや、ごみの回収を行った。	今後も取り組み通りに進めていく	B
		建設部	北部建設事務所	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	必要な用具の貸し出しや、ごみの回収を行った。		今後も取り組み通りに進めていく	B	必要な用具の貸し出しやごみの回収を行う。			
		建設部	南部建設事務所			必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。				必要な用具の貸し出しや、ごみの回収を行った。	今後も取り組み通りに進めていく	B
		3-2 豊かなみどりの確保	①森林の整備と保全	①市有林・公団分取の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、開伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。		農林水産部	森林整備課	造林事業や森林官課と税を活用した開伐等により、森林保育や森林資源の循環に努める。			
						農林水産部	森林整備課	森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じ、個別に支援していく。		森林経営計画作成者それぞれに、事業の進捗確認を行った。	今後も継続する。	B
				農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「市産材公共建築物木材利用促進方針」により地元産材を活用した。令和4年度実績 公共建築物:5棟。		今後も継続する。			
				建設部	建築住宅課			建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。		計画に準じて発注を行っている。(採用率70%以上)	今後も継続する。	A
				農林水産部	森林整備課	市民が水と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り緑樹・青樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	企業・外郭団体(森林浴ガイドの会等)や林業事業者と協力し啓蒙に努める。		外郭団体(森林浴ガイドの会等)や林業事業者と協力し啓蒙に努める。			
				都市戦略部	緑化推進課			緑の募金を活用した事業で啓蒙に努める。		緑樹・青樹を行っている12団体へ緑の募金による助成を行った。	次年度以降も緑の募金事業として支援を行っていく予定。	B
総務部	契約監理課			開伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	開伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し、全部署で導入できるようにしている。	今後も開伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	B		開伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。			
②農用地の確保	①農用地の保全							就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。		農林水産部	農業振興課	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。
				農林水産部	農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。	有機農業研修・体験学校を年間44回実施した。		今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や化学肥料を使わずに、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。			
	農林水産部			農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。			有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。		今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や化学肥料を使わずに、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。	A	有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。
	農林水産部	農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。	有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。		今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や化学肥料を使わずに、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。	A		有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。			
③緑地の創造と保全	①市民・事業者の緑化活動の支援	地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。			都市戦略部			緑化推進課		地域への緑化活動への支援を行う。	地域への緑化活動支援は198件行った。	活動を休止する団体がある一方、新規で活動を開始する団体もあるため、支援件数は横ばいになると予想される。
			都市戦略部	緑化推進課		公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を進めていく。	公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を行った。28基実施。		交換する電灯具がある場合はLED化を積極的に行う。			
	都市戦略部	緑化推進課	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。	公共施設への花苗を489件配布した。	花苗配布については、今後も計画的に行う。			A		佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。		
	建設部	道路整備課				佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設の緑化を計画的に行う。	大射町北島線の道路改良に伴い、整備完了区間に街路樹としてヒトツバタゴ(別名:ナンジャモンジヤ)の木を11本植樹した。		佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設の緑化を計画的に行う。		B	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの 柱)	めざす姿 (成果目 録)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する 自己評価 (評価の A～Dは 計画達成 の割合は 別表記入)	令和5年度予定 取り組み計画 (Plan)
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)		
				④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特色を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	農林水産部	農業振興課	新規コロナ感染症拡大防止に配慮しながら、食と農の体験交流ツアーや、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施する。	市主催の食と農の体験交流ツアーを11回実施し、166名に参加を頂いた。また、市農山漁村交流支援事業補助金を2団体に助成し、15,750名に実施して頂いた。	コロナ禍で減少した農山漁村と都市部との交流を促進するため、今後も、農業体験イベントの開催や活動団体に対する支援を行い、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市の交流を深めていく。	B	食と農の体験交流ツアーや、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施し、交流人口を増やしていく。
		3.3 生物多様性の保全	(1)希少種等の保全	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	市が実施する公共工事の実施に当たっては、動植物の専門家から構成する自然環境懇話会に意見を求め、市内に生息する絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います。	環境部	環境政策課	工事の前後に環境調査を行う。 特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。 市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。	・各工事の環境調査を専門家と実施。 (検討数:8件 調査:3件) ・佐賀市自然環境懇話会を開催した(4/28,3/20) ・「公共工事に伴う環境調査の実施状況について(3件)」及び「R4～7にかけて行われる市域自然環境調査の調査実施地選定」、「佐賀市の持続可能な効果的な実施態様とその利活用について」を議題とした。 ・「公共工事に伴う環境調査の実施状況について(7件)」及び「市域自然環境調査の実施状況について」を議題とした。	・年に3回程度、市内に工事の照会を行う。 ・環境調査依頼は随時受け付けている。 ・移植した植物のその後の植生状況を確認するなど、工事後の検証も引き続き行う。 ・R4～7にかけて市域自然環境調査を実施中。	B	工事の前後に環境調査を行う。 特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。 市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。 市域自然環境調査を実施中。調査は委託団体と随時連絡を取りながら行う。
				②生態系が豊かな自然環境の保全	広範囲にわたる生態系ネットワークの拠点でもある白石原湿原の自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、環境教育等への活用を図ります。	環境部	環境政策課	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。	・当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託した。 草刈・清掃:4回 草刈・樹木剪定、伐採:1,690kg 水草除去 :2回(1,140kg) 巡回回数:203日 ・市のホームページで湿原に生息する生き物の情報を発信した。	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。	A	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。
				③外来生物への対策	市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業等に悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。	環境部	環境政策課	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど、周知を行った。 ・アラビヤ防除:127頭	引き続き、広報及び駆除を行う市民への協力を行う。	B	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。
			(2)自然観光資源の保全と活用	①北部山麓一帯の活用推進	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	都市戦略部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	金山緑高原キャンペーンを実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ⇒R4参加実績1,667人(R4.7.16～12.31) ・古湯・熊の川温泉郷や三瀬やまびこの湯、周辺の観光スポット及びレンタサイクル等の観光資源をPRした。 ⇒古湯・熊の川温泉良利用実績約23万人 ・7/30に北山湖サイクリングロードを巡ってスタンプを集めるスタンプラリーや自然が体験できるイベント「北山フェスタ・スタンプラリー」を開催した。 ⇒R4参加実績 スタンプラリー194人、体験イベント233人	緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	A	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。
				②希少生物の保存と観光資源活用	有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や、仏泉町野原山に自生する国指定天然記念物「エヒメヤマイ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動等を支援します。	教育部	文化財課	国指定天然記念物「エヒメヤマイ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	・コロナ対策として、日数を短縮し開催するとともに実行委員会の支援を行った。 ・シチメンソウの里休所におけるシチメンソウを育てる会の活動の支援を行った。	今年度は完了。 来年度以降も計画的に実施する。 シチメンソウの立ち枯れの原因究明を進めているので、今後は、対策を講じることが出来るようになれば、育てる会の活動も今以上に活発になり、来訪者の増加も見込めることから、育てる会の支援や、シチメンソウまつり実行委員会の支援を継続的に図る。	B	国指定天然記念物「エヒメヤマイ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。
				③河野林(横堤)の維持管理	佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。	農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	各地元自治会で、5,7月に1回、11,12月に1回の計2回の除草、伐採を行った。	良好な管理を行う。	B	良好な管理を行う。
			(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース	①干潟の保全	有明海に広がる東よか干潟は、豊富な栄養分や日本一の潮の満ち引きなどを背景に、多くの固有種や希少種が生息するなど多様な生態系を育んでいます。また、東アジアにおける渡り鳥の重要な中継地・越冬地として、種の息を支える国際的に貴重な生物の生息環境であり、市民や事業者等と協力して干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。	環境部	環境政策課	干潟の保全については、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿って、地元団体や市民全体、企業等の協力により保全活動を推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握するための調査を実施(6月、9月) ・条約登録区域周辺の底生調査を佐賀大学に委託し実施。 東よか干潟及びシチメンソウワヤード周辺に生育する植物についても調査委託を行った。	・今後も干潟及び動植物にとっての環境保全及び景観の維持に努めるため、事業者や一般ボランティア、市民と協働し海岸清掃活動を継続する。 ・調査のデータ蓄積により、東よか干潟の環境調査を実施するとともに、関係者内で情報を共有し、環境の変化等があれば迅速に把握し対策を講じる。 ・シチメンソウ保全活動は、主管である東与賀支所と協力しながら、立ち枯れの原因究明及び具体的な対策等について、引き続き連携していく。 ・海岸漂着物対策については、大量の漂着ごみが発生した場合は、佐賀県とも情報共有しながら対策を講じる。	・今後も干潟及び動植物にとっての環境保全及び景観の維持に努めるため、事業者や一般ボランティア、市民と協働し海岸清掃活動を継続する。 ・調査のデータ蓄積により、東よか干潟の環境調査を実施するとともに、関係者内で情報を共有し、環境の変化等があれば迅速に把握し対策を講じる。 ・シチメンソウ保全活動は、主管である東与賀支所と協力しながら、立ち枯れの原因究明及び具体的な対策等について、引き続き連携していく。 ・海岸漂着物対策については、大量の漂着ごみが発生した場合は、佐賀県とも情報共有しながら対策を講じる。	B	・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査の実施 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・濁泥体積に関する検討 など

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する 自己評価 (評価の又は 理由を記入)	令和5年度予定	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)			
				②交流・学習の機 会の提供	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する 仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、 多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、 ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	環境部	環境政策課	東よか干潟ラムサールクラブについて、令和4年度から活動を再開する。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 東よか干潟ビジターセンターについては、交流学習や利用用等の進捗について、地域や関係者とともに進めていく。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など	東よか干潟ラムサールクラブ 東よか干潟の価値や魅力を学び多くの人に伝え、将来のリーダーを育成するラムサールクラブ活動を実施した。市内小学校4年生から中学校2年生までの19人が活動。11回開催(特別活動4回を含む。) ・東よか干潟ボランティアガイド 東よか干潟の価値や魅力を現地でも案内するガイド活動。23人が登録。土日を中心に約7,200人の来訪者に対し、飛来する野鳥の魅力や、シチメンソウについて、その価値や魅力を伝えた。 ・東よか干潟ビジターセンターひがさすの運営 東よか干潟の自然環境の保全と地域活性化を推進するための、学習・交流・観光等の拠点として運営を行った。年間来訪者数:90,790人 ・他地域の連携 東宮アスカ州のクハルック湿地と姉妹湿地提携の覚書を締結した。 荒尾干潟と肥前鹿島干潟との3湿地の連携については、イベントへの参加や情報交換を行った。 くじゅう坊ツツル・タダ原湿原の子どもと東よか干潟ラムサールクラブの子どもたちとの交流を実施した。 ・小中学校の学習支援 地元の小中学校(東与賀小学校、東与賀中学校)の干潟に関する学習支援を行った他、東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上料の一部を負担する取組を実施した。利用枚:6枚	東よか干潟の環境保全やワイズユースを支える交流・学習、普及・啓蒙の取り組みに対し東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)の果たす役割は非常に大きいものがある。 そのため、学習プログラムを構築し野外授業の受け入れを積極的に行う。 また、普及啓蒙イベントを開催し、各種団体や他湿地との交流を深めラムサール条約の推進を行う。	B	・学習機会の創出 東よか干潟ラムサールクラブの運営、東よか干潟自然観察会の開催、小中学校の学習に対する支援 等 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 東よか干潟ボランティアガイドの運営・養成 ・国内外のラムサール条約登録地等との連携・交流 国内外のラムサール条約登録地等との交流、有明海3湿地の連携推進 等 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など	
				③干潟の観光資 源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録地である東よか干潟の魅力や市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を健とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	・観光パンフレット、ホームページ等でPRする。 ・東よか干潟及び関連施設の活用や機材の購入、佐野常民記念館等の南部観光施設等との連携による観光推進を図る。	・観光パンフレット等でのPRを行った。 ・各施設を含めた市南部を周遊するサイクリングマップの配布によるPRを行った。	計画どおり実行できている。 引き続き取り組みを行っていく。	A	・観光パンフレット、ホームページ等でPRする。 ・東よか干潟及び関連施設の活用や機材の購入、佐野常民記念館等の南部観光施設等との連携による観光推進を図る。	
					東よか干潟ビジターセンターを核として東よか干潟の魅力やSNS等により国内外に発信し東よか干潟の価値を高めるとともに、市観光振興課や観光協会、近隣類似施設等と連携しながら誘客を図り地域活性化につなげていく。 ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発信・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	環境部	環境政策課	東よか干潟の自然環境と生物多様性の保全を推進し、持続可能な利用による地域振興を図るため、東よか干潟ビジターセンターひがさすを中心に交流・学習機能の充実、また市の重要な観光拠点として市内外にPRした地域振興につなげるための取り組みをさらに推進していく。 シチメンソウの紅葉に合わせて開催した。同時期にインターンショナルリゾートフェスタも開催されており、パルナス会場や街なかを結ぶサイクルパスを利用し多くの観光客に喜ばれた。また、シチメンソウ干潟よか公園、佐野常民と三重津海岸防波堤の歴史館と連携し、インバンドを含め市南部地域の観光振興を推進していく。 農業振興課や東与賀支所、地元農家、農協等を中心にラムサールブランドとして首都圏へのPRや市内店舗での取扱いを推進した。	・情報発信 ひがさすホームページやSNSを通じた情報発信を行った。 ・イベント等の開催 シチメンソウの紅葉時期に合わせて、シギチフェスを開催した。 まちづくり協議会や市民活動団体、学生団体が実施するイベントを通して干潟の魅力や魅力を伝えた。 ・シチメンソウまつり シチメンソウの紅葉に合わせて開催した。同時期にインターナショナルリゾートフェスタも開催されており、パルナス会場や街なかを結ぶサイクルパスを利用し多くの観光客に喜ばれた。また、シチメンソウ干潟よか公園、佐野常民と三重津海岸防波堤の歴史館と連携し、インバンドを含め市南部地域の観光振興を推進していく。	東よか干潟の自然環境と生物多様性の保全を推進し、持続可能な利用による地域振興を図るため、東よか干潟ビジターセンターひがさすを中心に交流・学習機能の充実、また市の重要な観光拠点として市内外にPRした地域振興につなげるための取り組みをさらに推進していく。 また、シチメンソウ干潟よか公園、佐野常民と三重津海岸防波堤の歴史館と連携し、インバンドを含め市南部地域の観光振興を推進していく。	A	・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発信・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など・漁業・バードウォッチング利用の促進	
		3-4 自然環境 と調和した 都市づくり	①みどりや 水と共存す る都市景 観の形成	①都市の風致の 維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐野常民記念館等における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	都市戦略部	建築指導課	申請許可0件	申請許可0件	今後も適切な規制誘導を行う。	B	佐野常民記念館等における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	
				②住民主体の環 境保全等のル ールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	都市戦略部	都市政策課	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	協定や地区計画等のルールづくりについて、市民からの要望等なく、実績なし。	今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	B	必要に応じて、ルール作りを支援する。	
				③良好な景観の 形成	景観形成地区の指定や建築行為等の届出の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	都市戦略部	建築指導課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。	景観届出誘導件111件 屋外広告物許可1212件	今後も適切な誘導を行う。	B	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。	
				②歴史や 文化に根 ざした環境 の保全	①歴史あるみどり 空間の保全	天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	都市戦略部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	10年経過定期点検本数:3本 樹勢回復治療本数:1本	今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	B	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。
				②景観重要建造 物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	都市戦略部	建築指導課	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	実績11件	今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。	B	景観重要建造物等の補修等に対し、5件の助成を行う。	
		4 安全 で 快適 な 生活 環境 の ま ち	4-1 身近な生 活環境の 改善	①ペットの適正 飼育の促進	ペットの飼い主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等を図るとともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集合注射を4月に実施(35会場、1,766頭) ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓蒙 ・犬のしつけ方教室の開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(4月～オス54匹、メス96匹、助成額246万円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス26匹、メス49匹、助成額48,000円) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス25匹、メス39匹、助成額829,550円)	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓蒙 ・犬のしつけ方教室の開催(10月・全2回) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(4月～オス54匹、メス96匹、助成額246万円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス26匹、メス49匹、助成額48,000円) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス25匹、メス39匹、助成額829,550円)	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓蒙 ・犬のしつけ方教室の開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	A	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓蒙 ・犬のしつけ方教室の開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	
				②衛生害虫駆除 の推進	水路に生息するアカエイカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水質等で発生するやぶ蚊の対策について啓蒙を行い、住みやすい生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・委託によるアカエイカの防除 ・ヤブ蚊対策の啓蒙 ・衛生害虫等に関する相談対応	・委託によるアカエイカの防除(幼虫発生河川数)(助成が302、さなぎ発生河川数)(助成が141)。 ・ヤブ蚊対策の啓蒙(前年度より1回) ・衛生害虫等に関する相談対応:15件	・幼虫発生河川箇所(単)、さなぎ発生河川(単)について、前年比は増加だが、長期的には減少傾向にある。 ・出前講座や衛生害虫等に関する相談については、要望があれば、その都度対応する。	A	・委託によるアカエイカの防除 ・ヤブ蚊対策の啓蒙 ・衛生害虫等に関する相談対応	
				③家庭ごみ等の 野火焼却の禁止	家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を営みます。	環境部	環境保全課	・野火焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野火焼却によって煙害が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	・野火焼却の自粛を呼び掛けた。 ・野火焼却によって煙害が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行った。	・野火焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野火焼却によって煙害が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	A	・野火焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野火焼却によって煙害が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	
				④身近な生活環 境改善の啓蒙	生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での話し合いの誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	生活環境に関する相談対応(316件)	生活環境に関する相談対応(316件)	引き続き、相談対応を行う。	A	生活環境に関する相談対応を行う。	
					市民からの苦情相談の対応を行う。	環境部	環境保全課	市民からの苦情相談の対応を行った。	市民からの苦情相談の対応を行った。	市民からの苦情相談の対応を行う。	A	市民からの苦情相談の対応を行う。	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの 柱)	めざす姿 (成果目 標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する 自己評価 (評価がA又は Bの場合は理由 を記入)	令和5年度予定													
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)			取り組み計画 (Plan)												
														A～D	取り組み計画 (Plan)										
4-2 生活排水 の対策				⑤空き家等の適 正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	都市戦略部	都市政策課	危険な空き家に対して解体費の助成を20件行う。	危険な空き家に対して解体費の助成を18件行った。	助成件数18件(19件分を助成対象としていたが、うち1件より申請辞退の申し出あり)。今後も引き続き助成制度の周知を行う。	A	危険な空き家に対して解体費の助成を20件行う。													
													⑥不法投棄の防 止対策	パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、業者の割り出しに努め、判別した場合には、警察とも協力して撤去指導を実施します。	環境部	環境保全課	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	A	空き家・空き地の管理不全による周辺住民の生活環境を保全するため、衛生害虫の発生について相談に応じ、生活環境の改善を図る。	A	空き家・空き地の管理不全による周辺住民の生活環境を保全するため、衛生害虫の発生について相談に応じ、生活環境の改善を図る。		
																								②市民清 掃活動の 推進と支 援	①清掃活動の推 進 毎年6月の「県内一斉ふさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。
				②清掃ボラン ティアの 支援	地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	A	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	A	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。											
															③安全な 水道水の 安定供給	①安全でおい しい水の 確保 水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	浄水課	水質事故0%を維持する。	水質事故 0%を維持	今後も水質事故 0%の維持に努める。	A	水質事故0%を維持する。	A	水質事故0%を維持する。
				②水道フエ アの開 催等による啓 発	市ホームページや出前講座、水道通間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水漏れの保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	総務課	コロナ禍の影響により、本年度も出前講座や上下水道フェアによる啓発の実施が不透明な状況であるため、代替案としてホームページや上下水道だより(年2回)といった広報媒体を使用した啓発を実施していく。	・出前講座 7回実施 ・上下水道だより 2回発行(R4.7月/R5.3月)	今後も上下水道フェア、出前講座、上下水道だより等による啓発を実施する。	A	上下水道フェア、出前講座、上下水道だよりによる啓発を実施する。	A	上下水道フェア、出前講座、上下水道だよりによる啓発を実施する。											
				①下水等 の処理	①公共下水道への 接続率向上と 適正管理 下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局	業務課	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	接続意識調査は、令和4年度から令和8年度までの5か年間に分けて実施する計画で、接続に対する意識を高めている。	A	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。 (令和4年度に引き続き、意識調査等を行う。対象地区は旧佐賀市内北部地区)	A	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。 (令和4年度に引き続き、意識調査等を行う。対象地区は旧佐賀市内北部地区)											
															②農業集落排 水の適 正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理委託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。	上下水道局	下水道施設課	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理委託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行う。	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理委託者に処理方法の改善の助言を行うことで、適切な施設運営に努めた。	引き続き定期的に水質試験を実施し、適切な施設運営を行う。	A	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理委託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行う。	A	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理委託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行う。
				②し尿等 の処理	①し尿・浄化槽汚 泥の適 正な収集 と処理 家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施した。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	B	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	B	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)											
															4-3 地域環境 の保全	①監視測 定の実 施	市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供します。	環境部	環境保全課	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	A	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	A
②公害等 の発生 の防止 対策	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。	環境部	環境保全課																						
				②水質汚 染への 対応	河川等への油流出及び魚のへい・死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	建設部	河川砂防課	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	B	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	B	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。											
③家畜排 せつ物 法に基づ く適正 管理の指 導	家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部	農業振興課												生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	農家に経営所得安定対策等推進事業の耕畜連携助成等についての資料を配布し、その結果多数の農業者が取組みを行った。	引き続き、資料を配布して耕畜連携助成等の周知を行うことで、取組を継続する。	B	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	B	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。				
				④表わら・ 稲わら の活用	表わら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することで、わら焼却を抑制し、環境や人への被害を防ぎます。	農林水産部	農業振興課	表わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	表わら、稲わらの有効活用に関するチラシを窓口に配布した。また、生産組合会議で資料を配布し周知を行った。わら焼却の情報があつた際は、現地で農業者に呼びかけを行った。	限やJA等と組織する「佐賀県稲わら表わら適正処理対策会議」からの情報を活用し、取組を継続する。	B	表わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	B	表わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。											
③化学物 質への 対策	①市の事業に おける 化学物質 対策 施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した「化学物質の使用に関するガイドライン」に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。	環境部	環境保全課												・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知した。 ・薬剤使用実態調査を行った。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	A	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	A	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。				
				②学校に おける 適切な 環境の 維持及 び改善	児童生徒等の健康を保持増進し、学習意欲の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規程に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しも行っていきます。	教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所)	夏休みに市立小中学校52箇所(ホルムアルデヒド)の検査を実施した。	今後も定期的を実施する。	B	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所)	B	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所)											

横断プロジェクト	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する自己評価 A~D 評価がC又はDの場合は理由を記入	令和5年度予定	
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)			
① バイオマス産業都市さの構築	環境部	循環型社会推進課	ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	令和4年度の電力供給施設は小中学校50校、公民館等の公共施設83箇所となった。出前授業では「日新・勤真・思斉」小学校の4年生を対象に実施し、環境教育の推進を図った。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	B	ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	
		バイオマス産業推進課	「さが蕨類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが蕨類産業研究開発センター」における蕨類培養や抽出などの研究・開発や、蕨類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 ・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。 ・新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。	・協議会会員数がR3年度末の66者からR4年度末は74者に増加した。 ・協議会員への事業化サポートの実践や、会員同士のビジネスマッチングを実施した。 ・講演会や蕨類産物サンプル体験ツアーを開催した。 ・アルビータ、JA全農に対し、二酸化炭素の供給を実施した。 ・アルビータが事業拡張用地にて施設を竣工させ事業を開始した。	・協議会活動及びバイオマスの活用に関して、新型コロナウイルスの影響により市場状況が変化する可能性があり、ニーズの変化を注視しながら事業を進める。 ・アルビータの事業拡張に伴い、二酸化炭素の供給量の増加が見込まれるため、関連部署と連携しながら定量的な供給を実施する。 ・新たな事業展開が見込まれることから、引き続き多方面でのバイオマス資源の活用について調査・研究を行っている。	A	「さが蕨類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが蕨類産業研究開発センター」における蕨類培養や抽出などの研究・開発や、蕨類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 ・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。 ・清掃工場周辺での新たな事業展開（既存事業者との連携、新たな事業者の進出）に対して、適宜サポートを行っている。	
		上下水道局	下水道施設課	・衛生センター土木建築・機械・電気工事の実施 ・味の素との協議の継続	地域バイオマスを下水浄化センターで処理するために衛生センター及び味の素との協議を行った。 衛生センターと八田ポンプ場を接続する伝送管路の整備及び衛生センターし尿前処理施設の建設を行った。	衛生センター内にし尿等の受け入れ設備を建築し、R5.7以降は旧佐賀市・富士・諸富・川副・東与賀のし尿・浄化槽汚泥を下水浄化センターで処理する。 味の素のバイオマス受け入れ工事は完了し、R5.4に受け入れを開始する。	A	地域バイオマス（し尿・浄化槽汚泥、味の素のバイオマス）受入による影響を注視しながら下水浄化センターの運転管理を行う。
		環境部	循環型社会推進課	・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）について、発電機や建設重機等への利用について、公募企業との共同研究を進める。 ・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）の精製技術を活用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）について、公募企業との共同研究を進め、建設機械等での実証実験を行い、軽油と同等性能であることを確認した。 ・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）の精製技術を活用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力した。	・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）について、建設機械等への利用など、付加価値創出に向けた共同研究を進める。 ・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）の精製技術を活用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	B	・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）について、公募企業との共同研究を進め、安定精製を行うための原料分析実験を行う。 ・高品質バイオディーゼル燃料（HBD）の精製技術を活用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。
		環境部	循環型社会推進課	市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供に努めるとともに、事業所の生ごみ処理機導入を進めている。	市内での食品リサイクルの促進に向け、食品廃棄物を多く出す事業者が生ごみ処理機等の情報提供に努めた。	生ごみ処理機の導入を検討していた事業者2社（3施設）がメーカーと具体的な協議を進めたが、初期費用や人員体制等で断念された。	C	コロナ禍による設備投資意欲の低下から、生ごみ処理機の導入には至らなかった。 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供に努めるとともに、事業所の生ごみ処理機導入を進めている。
② 環境教育の推進	環境部 教育部	環境政策課 学校教育課	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 ・社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施する。 ・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕する。 ・小中学校の清掃工場、東よか千潟見学時のバス借上料の一部を負担する。 ・各学校の特色ある取り組みを発信する。	・全53校を書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 ・社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布した。 ・子ども環境ポスター展を実施し、作品を市役所、エコプラザ、市立図書館、東よか千潟ビジターセンターで展示した。（応募点：335点） ・ISO認定校の看板が老朽化したもの取り換えを行った。（3校） ・小中学校の清掃工場、東よか千潟見学時のバス借上料の一部を負担した。（2校：バス57台） ・学校の特色ある取り組みを発信した。	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 ・社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施する。 ・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕する。 ・小中学校の清掃工場、東よか千潟見学時のバス借上料の一部を負担する。 ・各学校の特色ある取り組みを発信する。	B	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 ・社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施する。 ・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕する。 ・小中学校の清掃工場、東よか千潟見学時のバス借上料の一部を負担する。 ・各学校の特色ある取り組みを発信する。	
		環境部	環境政策課	・次年度カリキュラムの企画（外部講師選定やフィールドワークの内容検討など）を通して、講座開講に向けた支援を行う。 ・市報などで広報を行い、広く市民の参加を募る。	・次年度カリキュラムの企画（外部講師選定やフィールドワークの内容検討など）を大学と実施し、講座開講に向けた支援を行った。 ・市報や市ホームページで広報を行い、広く市民の参加を募った。	・次年度カリキュラムの企画（外部講師選定やフィールドワークの内容検討など）を通して、講座開講に向けた支援を行う。 ・市報などで広報を行い、広く市民の参加を募る。	B	・次年度カリキュラムの企画（外部講師選定やフィールドワークの内容検討など）を通して、講座開講に向けた支援を行う。 ・市報などで広報を行い、広く市民の参加を募る。
		環境部	環境政策課	・自然観察会「さの生き物さがし2022」を開催する。 ・トンボ写真コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを作成する。 ・ミヤマアカネの保全活動を実施する。 ・小学校事前学習、草刈り、草撤出、観察会 ・白石原湿原の維持管理を行う。	・自然観察会「さの生き物さがし2022」を開催した。6/11（22人）、7/16（24人）、10/22（11人） ・トンボ写真コンクールを実施し、エコプラザ、市立図書館、東よか千潟ビジターセンターへひがき、イオンモール佐賀大和店へ入選作品を展示した。 ・応募総数：851点（県内228点、県外623点） ・写真コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作した。（1,000部） ・県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小学生と共に生息地を整備した。これに合わせて、事前学習や観察会を行った。 ・白石原湿原の維持管理を行った。 ・小冊子「さのしとんぼ」を配布した。	・本市の自然や生き物を広く扱った観察会を企画する。 ・今後も引き続きトンボなどの生き物を通して、市民が自然に親しめる事業を実施する。	B	・自然観察会「さの生き物さがし2023」を開催する。 ・トンボ写真コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを製作する。 ・ミヤマアカネの保全活動を実施する。 ・小学校事前学習、草刈り、草撤出、観察会 ・白石原湿原の維持管理を行う。 ・小冊子「さのしとんぼ」の増刷を行う。 ・「トンボ王国さがし」のバネルを作成し、広く普及啓発を行う。

横断プロジェクト	担当部	担当課	令和4年度実績			取り組みに対する自己評価 A~D 評価がC又はDの場合は理由を記入	令和5年度予定
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)		
4. 環境学習拠点施設(エコプラザ)における環境学習	環境部	循環型社会推進課	・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感していただくための施設見学の実施。 ・施設見学の機会が少ない中高大生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ	・市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の団体による施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行った。 ・見学者数:7,551名(団体:5,846名、個人:1,705名) ・職場体験学習として、エコプラザでの環境啓発講座やイベントの対応体験を受け入れた。 ・受入人数:大学生20名、中学生(コロナで中止)	・今後も、社会科見学の小学生を始め、各種団体の施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行った。様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらおう。 ・今後も、職場体験学習を受け入れることで、施設見学イベントの対応体験を受け入れた。 ・体験を通じた意識高揚を図る。	B	・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらったための施設見学の実施。 ・施設見学の機会が少ない中高大生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。
	環境部	環境政策課 環境型社会推進課 環境保全課	環境学習の拠点施設であるエコプラザの活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマス、SDGs、プラスチック資源循環など、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。	環境教育用のパネル展示や、「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施した。 ・夏休みこどもクイズラリーと花王国際こども環境絵画展示497名 ・防災クエスト29名 その他、環境をテーマとした他団体主催のアートの展示や、動画の配信を行った。	今後も、各種団体のイベントを誘致したり、企業等との連携を進めるとして、これまで環境問題にあまり関心がなかった層にも環境問題に触れる機会を作り、エコプラザの活用促進と環境教育の推進を図る。	B	・環境学習の拠点施設であるエコプラザの活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマス、SDGs、プラスチック資源循環など、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。
	環境部	循環型社会推進課	エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。	エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。 ・3Rに関する講座:92回609名 ・エコマーケット、おもちや病院、防災イベント等:15回1,994名 ・リペア・レンタル等:72回163名	今後も、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催し、参加者の意識高揚を図る。	B	エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施する。
	政策推進部	バイオマス産業推進課	・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さき」の認知度を向上を図る。 ・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。	令和4年度の視察等の対応件数は、オンライン対応が107件、対面での視察・講演が104件であった。	・新型コロナウイルス感染症による規制が緩和されてきた状況を踏まえながら可能なことから実施する。 ・動画等を用いた効果的な周知を行う。	A	・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さき」の認知度を向上を図る。 ・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。
5. 佐賀市環境保健推進協議会の取り組み	環境部	環境政策課	・市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。 以下、令和4年度の具体的な取り組み～ ・先遣地視察研修(鹿島市)等 ・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回) ・各実践本部及び支部における活動(年間)	・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施した。 ・先遣地視察研修を実施した。(実施日:7/3、参加者:54名) ・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰及びカラス対策についての講演会を実施した。(実施日:2/14、参加者:510人) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施した。(各部会2回ずつ、参加者延べ84人)	環境保全、健康保健に関する事業は、地域での住民活動を促す意識から続けられることが不可欠であるため、今後も継続予定。 ・視察研修の実施。 ・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会を実施予定。 ・各部会において、活動の企画及び実施。 ・各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施。	A	・市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。 以下、令和5年度の具体的な取り組み～ ・先遣地視察研修(北九州市)等 ・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回) ・各実践本部及び支部における活動(年間)
	環境部	環境政策課	・東よか千瀧ラムサークルクラブ ・市内小中学校の東よか千瀧での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。 ・東よか千瀧ボランティアガイドは23名で一般利用者はもとより、野外学習に来た学生への案内・説明を行い、学習の支援をする。 ・高校、大学への研究、学習の支援を行い、連携を推進していく。	・東よか千瀧ラムサークルクラブ ・市内小中学校の東よか千瀧での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。 ・東よか千瀧ボランティアガイド ・東よか千瀧の価値や魅力を現地で案内するガイド活動。23人が登録。土日を中心に約2,200人の来訪者に対し、飛来する野鳥の魅力や、シメジツウについて、その価値や魅力を伝えた。 ・高校大学の環境教育連携 ・高校の現地研修の受け入れ、学習支援を行った他、佐賀大学農学部と連携し千瀧の調査等を行った。	東よか千瀧ビジターセンターを中心として、小中学生向けの環境教育プログラムの構築や環境学習利用を推進し、ラムサール条約や環境保全の取り組みを促進する。また、高校や大学の研究及び学習の支援を行い、幅広い環境学習の連携を行っている。	A	・東よか千瀧ラムサークルクラブの活動実施 ・東よか千瀧ビジターセンターにおける学習機会の提供 ・小中学校への学習支援 ・東よか千瀧ボランティアガイドによる案内・説明・学習支援 ・高校、大学との連携推進
6. ラムサール条約登録湿地「東よか千瀧」を活用した環境教育	環境部	環境政策課	・令和4年度から東よか千瀧ラムサークルクラブ再開し、多くの子供達に東よか千瀧に関する学習の機会を提供する。 ・環境学習プログラムの構築を行い、環境学習拠点としての取り組みを推進する。 ・市内小中学校の東よか千瀧での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。 ・東よか千瀧ボランティアガイドは23名で一般利用者はもとより、野外学習に来た学生への案内・説明を行い、学習の支援をする。 ・高校、大学への研究、学習の支援を行い、連携を推進していく。	・東よか千瀧ラムサークルクラブ ・市内小中学校の東よか千瀧での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。 ・東よか千瀧ボランティアガイド ・東よか千瀧の価値や魅力を現地で案内するガイド活動。23人が登録。土日を中心に約2,200人の来訪者に対し、飛来する野鳥の魅力や、シメジツウについて、その価値や魅力を伝えた。 ・高校大学の環境教育連携 ・高校の現地研修の受け入れ、学習支援を行った他、佐賀大学農学部と連携し千瀧の調査等を行った。	東よか千瀧ビジターセンターを中心として、小中学生向けの環境教育プログラムの構築や環境学習利用を推進し、ラムサール条約や環境保全の取り組みを促進する。また、高校や大学の研究及び学習の支援を行い、幅広い環境学習の連携を行っている。	A	・東よか千瀧ラムサークルクラブの活動実施 ・東よか千瀧ビジターセンターにおける学習機会の提供 ・小中学校への学習支援 ・東よか千瀧ボランティアガイドによる案内・説明・学習支援 ・高校、大学との連携推進
	環境部	循環型社会推進課	啓発及びごみ問題を身近なものとして考えてもらうきっかけづくりとして、高校生や大学生を中心に、SDGsをテーマにした中心とした個別的な連携を企画・実施していく。	西九州大学短期大学部と連携し、SDGs環境紙芝居「もったいないとありがとう」を作成した。また、佐賀清和高校の放送部と連携し、紙芝居の読み聞かせYouTube動画も作成した。 連携内容:シナリオ・原画作成(西九州大学短期大学部)、監修・撮影・編集(佐賀市)、YouTube動画の録音・編集(佐賀清和高校)	作成した環境紙芝居を市内の幼稚園や保育園に配布し、活用してもらうことで、子どもたちを始め、先生や保護者等にもSDGsや環境について意識を高めてもらえるよう努める。	B	幼稚園や保育園と連携し、環境紙芝居の読み聞かせに活用してもらい、子どもたちを始め、先生や保護者にもSDGsや環境について意識を高めてもらえるよう努める。また、読み聞かせ動画の配信を行い、子どもから大人まであらゆる年齢に応じた学習ができる仕組みづくりを行っている。
	環境部	循環型社会推進課	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、外国人のための多言語出前講座、電力の地産地消など、市の取り組みを紹介する出前講座や小中高生への出前授業を実施した。 開催回数:20回521名 ・生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:56回、サポート実施件数:253件	今後も、地域や事業所等を対象とした出前講座を実施することで、様々な場所での環境教育の場の提供に努める。	B	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施する。
	環境部	循環型社会推進課	今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する。	ひがさす・エコプラザ定例会において、環境教育の具体的な方法等について協議しながら各種環境教育事業を実施した。定例会開催回数:12回	今後も、環境教育のあり方や進め方等について協議していく。	B	今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する。
7. その他の環境教育	全庁	各課	保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。	上記の取り組みのほか、緑化教室や自然体験、農作業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施。	引き続き、市民が自然に親しみ、環境配慮の意識が高まるような環境学習の機会を提供する。	-	保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。

第2次佐賀市環境基本計画の進捗状況について

1 成果指標の達成状況

基本目標	成果指標	H25 (2013) 基準値	R1 (2019) 基準値	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 目標値	R4 (2022) 実績値	R6 (2024) 目標値
地球温暖化を防止するまち	① 省エネ等の環境問題を把握し、取り組んでいる市民の割合	78.8%		70.2%	70.8%	81.3%	75.3%	85.0%
	② 温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)		12.2%	35.4%	28.3%	15.6%	33.2%	17.9%
資源を活かす循環のまち	③ 1人1日当たりごみ排出量	1,048g		992g	962g	981g	961g	964g
	④ リサイクル率	17.4%		18.6%	18.0%	20.0%	18.7%	20.5%
水とみどりがあふれるまち	⑤ 市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合		57.7%	56.7%	59.1%	59.2%	55.7%	60.2%
	⑥ 市民一人当たりの都市公園面積	7.2㎡		7.9㎡	7.95㎡	8.1㎡	7.95㎡	8.3㎡
	⑦ 屋外広告物許可割合	26.9%		84.7%	85.3%	92.4%	86.3%	100%
安全で快適な生活環境のまち	⑧ 公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数		136件	188件	141件	133件	167件	130件
	⑨ 生活環境苦情件数		347件	465件	480件	319件	659件	300件
	⑩ 鉛給水管更新率	45.0%		91.5%	92.3%	97.2%	93.3%	100%
	⑪ 下水道接続率	87.3%		91.9%	92.3%	93.1%	92.7%	93.4%

○ 年度目標を達成したもの(青) … 2指標(②③)

○ 年度目標を達成しておらず、前年度から改善されていないもの(ピンク)
… 3指標(⑤⑧⑨)

⑤市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合

・市街地での植栽場所の不足により緑の増加が困難

⑧公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数

・水質関係(油流出や魚へい死)の相談件数が増加

⑨生活環境苦情件数

・アライグマ及び空き家に関する相談件数が増加

2 各事業の取組状況

令和4年度取組状況自己評価（全133施策）

A 計画どおりに実施し、非常に良好な実績を得られた。	47施策（35.3%）
B 計画どおりに実施できた。	83施策（62.4%）
C 一部計画どおりに実施できなかった。	3施策（2.3%）
D 計画の見直しが必要	0施策（0.0%）

基本目標	環境項目	主な取組	評価
地球温暖化を防止するまち	地球温暖化防止対策の推進	・市民・事業者の環境配慮行動の啓発 ・自動車利用時の環境負荷低減 ・二酸化炭素の分離・回収技術の導入	A 5施策 B 8施策 C 1施策 ※1 14施策
	再生可能エネルギーの普及促進	・ごみ発電による電力の地産地消 ・廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用	B 7施策 7施策
資源を活かす循環のまち	3Rの推進啓発	・家庭・事業所におけるリデュース・リユース・リサイクルの推進 ・ごみの排出抑制、分別に関する啓発	A 2施策 B 11施策 C 1施策 ※2 14施策
	ごみの適正処理	・ごみ処理施設の適正な維持管理 ・ごみの収集体制の適正化	A 3施策 B 8施策 11施策
水とみどりがあふれるまち	清らかな水辺の確保	・水と触れ合える空間の整備 ・河川、水路等の環境整備 ・特定外来生物(水草)の除去	A 1施策 B 10施策 11施策
	豊かなみどりの確保	・森林の整備 ・環境にやさしい農業の推進 ・市民・事業者の緑化活動の支援	A 4施策 B 10施策 14施策
	生物多様性の保全	・生態系が豊かな自然環境の保全 ・外来生物への対策 ・東よか干潟の保全・活用	A 6施策 B 6施策 12施策
	自然環境と調和した都市づくり	・良好な景観の形成 ・歴史的・景観的に優れた建造物等の保全	B 6施策 6施策
安全で快適な生活環境のまち	身近な生活環境の保全	・ペット類の適正飼育の促進 ・市民清掃活動の推進 ・安全な水道水の安定供給	A 13施策 13施策
	生活排水の対策	・公共下水道への接続率向上 ・し尿等の適正な収集と処理	A 4施策 B 1施策 5施策
	地域環境の保全	・公害等の発生防止対策 ・市の事業における化学物質対策	A 4施策 B 5施策 9施策
横断プロジェクト	バイオマス産業都市さかの構築	・ごみ焼却から生み出す電力の活用 ・微細藻類の培養による資源創出 ・食品リサイクルの促進	A 2施策 B 2施策 C 1施策 ※3 5施策
	環境教育の推進	・佐賀市学校版環境ISO ・エコプラザにおける環境学習 ・佐賀市環境保健推進協議会	A 3施策 B 9施策 12施策

<計画どおりに実施できなかった取組(C評価)>

※1 地産地消の推進	うまさシール発行枚数200万枚を計画していたが、青果物の流通量が減少したため、達成できなかった。
※2 事業系ごみのリサイクル推進	民間食品リサイクル業の創業を計画としていたが、都市計画法や農地法の規制もあり、食品リサイクル業の創業場所の確保等が困難な状況が続いている。
※3 食品リサイクルの推進	市内事業所への生ごみ処理機の導入を計画としていたが、コロナ禍による設備投資意欲の低下から、生ごみ処理機の導入には至らなかった。